

「女性に対する暴力をなくす運動」



＊ ＊ 11 月 12 日～25 日 ＊ ＊



11 月 12 日（木）から 11 月 25 日（水）までの 2 週間は「女性に対する暴力をなくす運動」の実施期間です。（11 月 25 日は「女性に対する暴力撤廃国際日」）

暴力は、その対象の性別や加害者・被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありませんが、特に、配偶者等からの暴力、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアルハラスメント等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

また、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（令和 2 年 6 月 11 日性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定）において、令和 2 年度から 4 年度までの 3 年間を性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」とし、性犯罪・性暴力の根絶に向けて社会の意識を醸成することに取り組みます。

令和 2 年度テーマ「性暴力を、なくそう」

～大崎市の啓発事業～

○啓発ポスター・チラシの掲示

（市役所，総合支所， f プラザ）

○広報おおさき 11 月号記事掲載

○パープル・ライトアップ

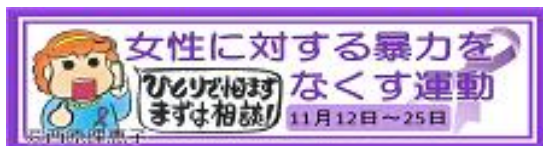
大崎市男女共同参画相談室

＊ご協力機関＊点灯期間は異なります

（株）醸室 様

大崎市医師会 様

※賛同・協力者 募集中です



相談室 ☎ 0229 - 24 - 3950



相談室QRコード